

令和5年4月26日

質問回答書

■業務名：三芳町地域公共交通計画策定支援業務

質問内容	回答
様式第3号（第8条関係） 3 提案者の選定に関する事項 ・参加資格を満たすと判断された事業者が5者以上であった場合は上位4者の選定後、通知の時期はいつ頃でしょうか。	提案者の選定結果については、5月12日（金）に通知します。
4 提案書の作成に関する事項 (4) 提案のプレゼンテーション ・プレゼンテーションに際して、ノートパソコンやプロジェクターの持ち込みは必要になるでしょうか。	ノートパソコン、プロジェクターは当町で用意します。持ち込みも可能ですが、その場合は当日に接続確認をお願いします。
(7) 打合せ協議 ・着手時、中間2回、最終納品時の計4回程度の打合せは、令和5年度と6年度別の想定でよろしいでしょうか。	打合せ協議の回数は、令和5年度の想定回数です。ご質問のとおり、令和6年度とは別になります。
別紙1仕様書 4 業務内容 (3) 公共交通に関するニーズ調査 ・ヒアリングの実施方法及び対象数等に関しては、町民アンケートと同様に、提案事項と解釈してよいでしょうか。	そのとおりです。

<p>5 成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書は、令和5年度と令和6年度の成果で分けて作成するのでしょうか。 	<p>そのとおりです。</p>
<p>様式第3号（第8条関係）及び様式第5号（第9条関係）「3提案者の選定に関する事項」で、照査技術者も評価の視点に記載されておりますが、参加申込に必要な書類（様式第13号（第10号関係）の3 当該業務の実施体制では、管理技術者と担当技術者しか記載できず、照査技術者を記載することができません。</p> <p>照査技術者は評価対象外という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>照査技術者も評価対象とする場合は、記載方法をご教授願います。</p>	<p>記載内容に整合性が取れておらず、申し訳ございません。</p> <p>様式第3号（第8条関係）及び様式第5号（第9条関係）の「3（1）提案者を選定するための基準」、「3（5）ア 業務実績等に対する評価」の評価の視点に記載されている、「主任技術者」及び「照査技術者」は評価対象とせず、様式第13号（第10条関係）の提案者概要・技術資料にある「管理技術者」及び「技術担当者」として記載いただく内容が評価対象となります。</p>
<p>様式第13号（2）現在手持ちの業務は3件分しか記載欄がありませんが、3件以上ある場合は、欄を追加して記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>3件を上限とし、主要な業務を記載ください。</p>
<p>提案書について、ページ数に関しては、上限などの制限はないでしょうか。</p>	<p>ページ数の上限はありませんが、提案のプレゼンテーションの際に説明できる範囲としてください。</p>
<p>パブリック・コメントについて、実施期間はどのぐらいの長さを想定されていますでしょうか。</p>	<p>パブリック・コメントの実施期間は、30日を想定しています。</p>

問い合わせ先

住所 〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町役場本庁舎4階 政策推進室 政策推進担当

TEL 049-258-0019(内線424) FAX 049-274-1055

メールアドレス seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp